

第2期 伊根町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和6年10月

伊根町

■ 目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	4
4. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	5
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	6
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	6
5. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	7
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
6. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	8
(2) 具体的な取組内容	8
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	10
(2) 点検・評価・見直し体制	10
(3) 進捗状況の公表	11
参考資料	12
CO2排出量の推移	12

1. はじめに

このたび、2030年度までの伊根町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「伊根町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、伊根町においても、極端な大雨とそれに伴う水害、海面上昇など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、京都府においても、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指し、2023年1月に「京都ゼロカーボン・フレームワーク」が策定、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

伊根町においても、庁舎や公共施設等へ太陽光発電の導入を積極的に行っており、令和4年度から運行開始した予約型乗合交通「いねタク」のEVは、太陽光発電から電力の供給を受けています。今後も、温室効果ガス削減の取組と、再生可能エネルギーの導入を両輪として推進し、2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指し、取組を進めてまいります。

令和6年（2024年）10月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中

期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.06	0.56	▲47%	▲27%
HFC等4ガス(フロン類)		1.34	1.15	▲14%	▲8%
吸収源		0.39	0.22	▲44%	▲25%
二国間クレジット制度(JCM)		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

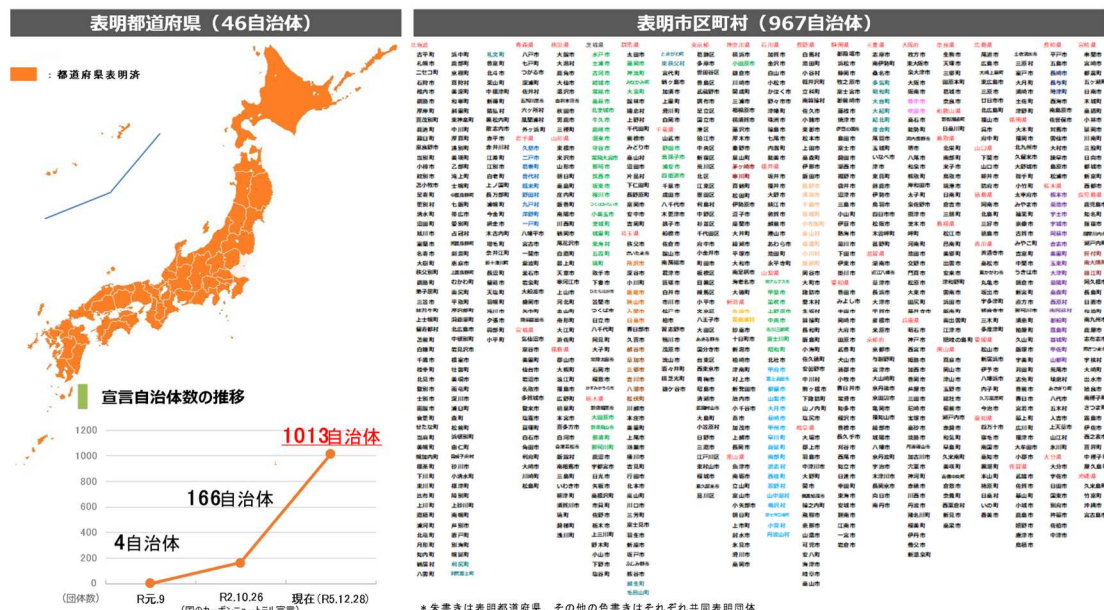
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体と加加速度的に増加しています。

図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2023年12月28日時点）



出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 基本的事項

(1) 目的

伊根町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「伊根町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、伊根町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

伊根町事務事業編の対象範囲は、伊根町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

伊根町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、伊根町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2024年10月から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2028年度に、計画の見直しを行います。

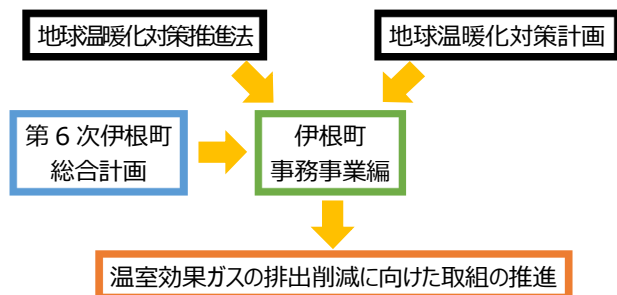
図 2 計画期間のイメージ

項目	年度								
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直		目標年度
計画期間									

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

伊根町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び伊根町総合計画に即して策定します。

図 3 伊根町事務事業編の位置付け

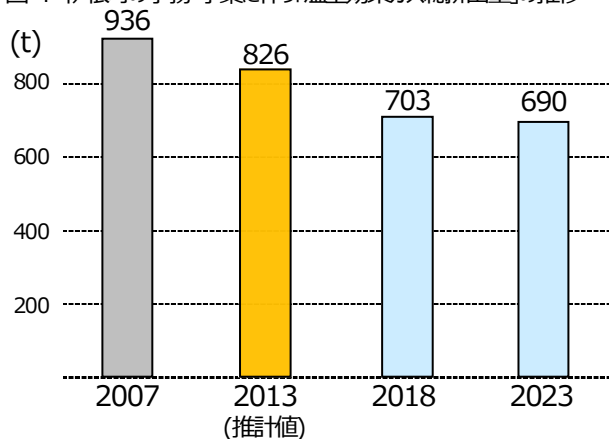


4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

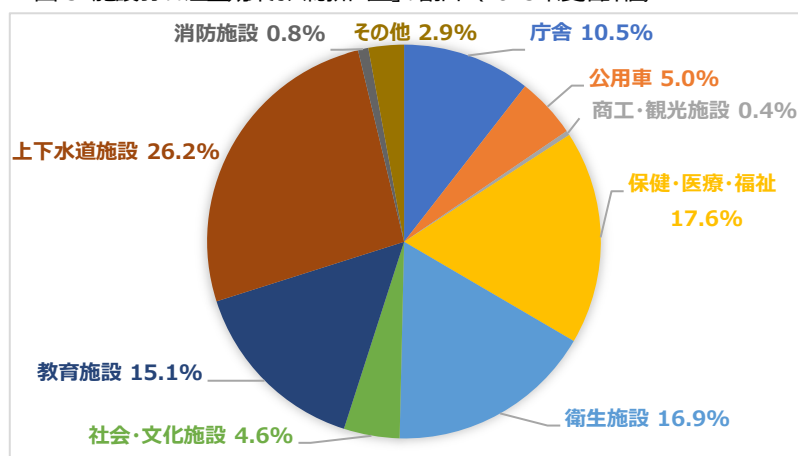
伊根町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度の数値を正確に算出できませんが、2007年と2018年の数値を元に推計した結果から年次推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

図4 伊根町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



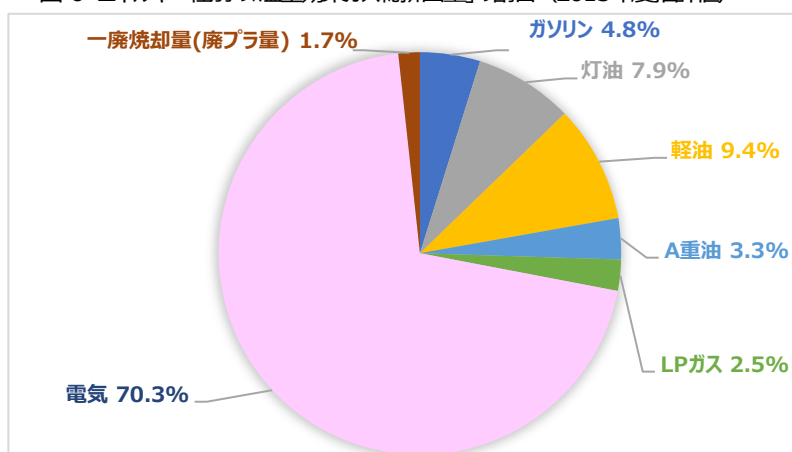
施設別では、上下水道施設が全体の26.2%を占め、次いで保健・医療・福祉施設が17.6%、衛生施設が16.9%、教育施設15.1%、役場庁舎10.5%となっています。

図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度推計値）



また、エネルギー種別では、電気が全体の70.3%を占め、次いで軽油9.4%、灯油7.9%、ガソリン4.8%となっています。

図6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度推計値）



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

伊根町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別に分析しました。なお、平成25年度が推計値のため、本項では平成19年から令和5年度までの推移を見ていくものとします。

①庁舎	減少	H22太陽光発電を導入しH26に増設、R4省エネ型エアコンの導入
②公用車	増加	
③商工・観光施設	増加	R1に体験型宿泊施設「伊根ステイ」開業 公衆トイレの新設(道の駅・蒲入・新井・大西)
④保健・医療・福祉施設	減少	H24から常勤医師不在になり診療所開所日が減少
⑤衛生施設	減少	廃プラ焼却分をH25から外部処理、火葬場利用激減
⑥社会・文化施設	減少	利用者減、R4年度末に筒川文化センター廃止
⑦教育施設	減少	H25本庄中学校閉校、伊根中学校新築しペレットストーブ導入
⑧上下水道施設	増加	漁業集落排水施設共用開始H21蒲入、H25伊根
⑨消防施設	減少	H20の消防団再編により車両が減少
⑩その他	増加	温暖化の影響で除雪回数は減少したが、残土処分場がH23に 共用開始、搬入量が増加

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

伊根町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

①庁舎	H22には庁舎屋根に、H26にはほと館屋根に、太陽光発電パネルを設置し、再生可能エネルギーの利活用を進めてきましたが、R5でも電気による排出が97%を占めるため、電気によるCO2排出量を減少させるための取り組みが必要です。
②公用車	公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することでCO2排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げようとする仕事の進め方にシフトすることも必要です。
③商工・観光施設	体験型宿泊施設は、利用者による消費になるため、省エネエアコン等の導入も検討する必要があります。
④保健・医療・福祉施設	熱中症対策で夏季のエアコン利用が増加傾向にありますが、相対的にCO2排出量は減少しています。今後は省エネエアコン等の導入により、さらなる削減も検討する必要があります。
⑤衛生施設	約7割が廃棄物の収集運搬車両の燃料のため、エコドライブの徹底や、車両更新のときは省燃費の車両に更新することも検討が必要です。
⑥社会・文化施設	R5には新たに「伊根の杜」が、また、R6には筒川地区コミュニティセンターが共用開始することから、今後増加が予想されます。利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴うCO2排出量を減少させるための取り組みが必要です。
⑦教育施設	H30に小学校普通教室にエアコンが設置され、R7には中学校体育館にエアコンが設置されます。熱中症対策で夏季のエアコン利用が増加していますが、灯油やガスの消費は減少しています。伊根中学校は新築に伴い、ペレットストーブを導入しています。今後も省エネ設備等の導入を検討する必要があります。
⑧上下水道施設	ポンプなどの更新のときは、ポンプ運転制御方式の改善や、高効率ポンプの導入を検討します。
⑨消防施設	車両更新のときは、軽自動車など省燃費の車両に更新することも検討が必要です。
⑩その他	今後、第2残土処分場が開場予定であり、除雪車も含め省燃費の重機等に更新することも検討が必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、伊根町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

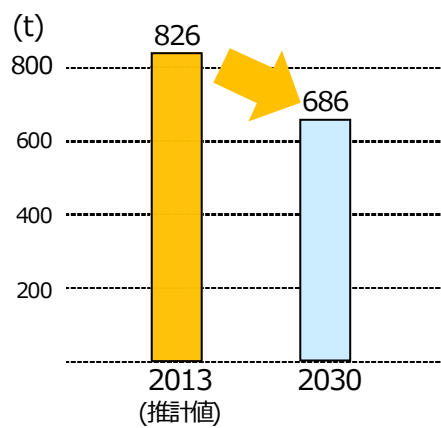
(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で17%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度(2013年度推計値)	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	826t-CO2	686t-CO2
削減率	—	17%

図 7 温室効果ガスの削減目標



6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表4に示された取組が示されています。伊根町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- 高効率照明への買い換えを順次行う。
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を検討します。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。

③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 「グリーン購入の調達者の手引き」(令和6年2月、環境省)を参考にし、環境に配慮した物品等の調達に努めます。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

④再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 可能な限り、全ての公共施設に太陽光発電、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入を検討します。

⑤電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車は電動車（EV・FCV・PHEV・HV）への更新を検討し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

※電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV、ハイブリッド自動車(HV)

⑥職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- OA機器や電気機器は、未使用時や使用後には電源を切る。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、エアコンの設定温度を調整します。
- 出張の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- Web会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

伊根町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「伊根町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

①伊根町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。伊根町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

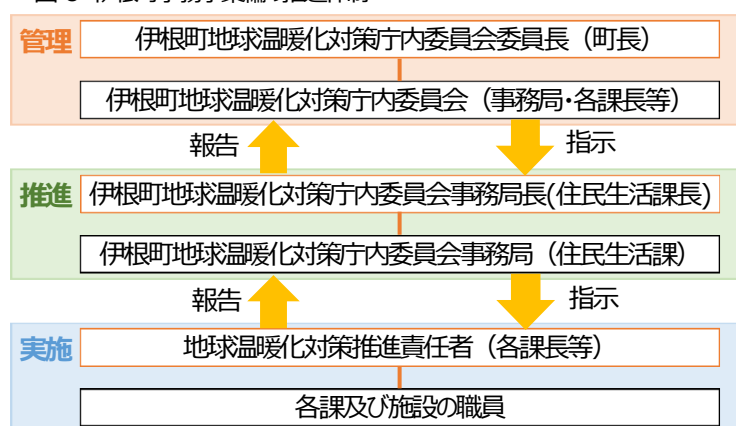
②伊根町地球温暖化対策庁内委員会事務局

住民課長を事務局長とし、住民課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

図 8 伊根町事務事業編の推進体制



(2) 点検・評価・見直し体制

伊根町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、伊根町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

①毎年のPDCA

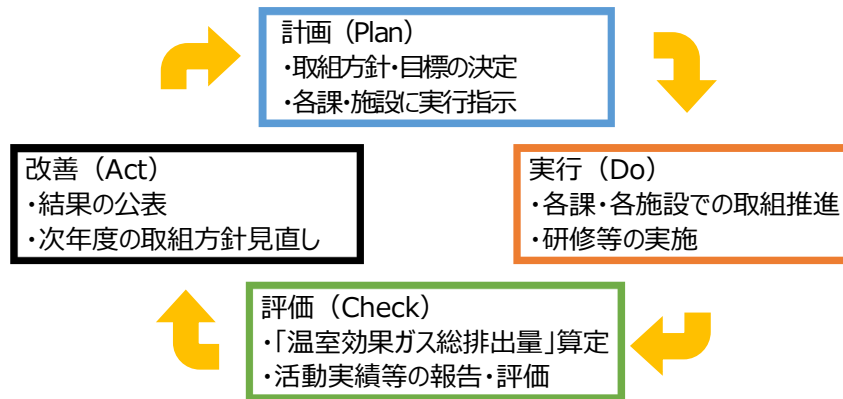
伊根町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2028年度）に改定要否の検討を行い、必要が

ある場合には、2029年度に伊根町事務事業編の改定を行います。

図 9 毎年のPDCAイメージ



(3) 進捗状況の公表

伊根町事務事業編の進捗状況は、伊根町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

参考資料

(1) 事務分野別 CO2排出量の推移

	H19	H25推計	H30	R5	摘要
庁舎	91	87	83	71	
公用車	36	41	44	40	一般公用車
商工・観光施設	1	3	5	18	伊根浦宿泊施設
保健・医療・福祉施設	187	145	110	89	保健センター・保育所・診療所等
衛生施設	204	140	56	54	火葬場,清掃車両
社会・文化施設	57	38	23	12	地区コミセン・文化センター
教育施設	154	125	100	107	小中学校・スクールバス
上下水道施設	176	216	249	227	浄水場,浄化センター,中継ポンプ
消防施設	8	7	7	5	消防車両,消防艇含む
その他	23	24	25	67	残土処分場,土木,農林漁業
計	936	826	703	690	

(2) 燃料等種類別 CO2排出量の推移

	H19	H25推計	H30	R5
電気	591	568	549	503
ガソリン	28	40	49	47
灯油	108	64	27	20
軽油	86	76	67	107
A重油	60	27	0	0
LPガス	32	20	10	12
ペレット	0	0	0	0
一廃焼却	31	31	0	0
計	936	826	703	690

(3) 各課別 CO2排出量の推移

	H19		H30	R5
総務課	141		113	96
企画観光課			5	18
住民生活課	391		115	103
保健福祉課			65	55
地域整備課	201		280	298
教育委員会	203		124	122
計	936		703	690

※機構改革により、現在の所掌事務とは異なる区分がある。